

上山市議会会議録

第 5 2 0 回定例会

本会議最終日

(令和 4 年 3 月 1 7 日)

令和4年3月17日（木曜日） 午前10時 開議

議事日程第3号

令和4年3月17日（木曜日）午前10時 開議

（総務文教常任委員長報告）

- 日程第 1 議第17号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 2 議第18号 上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 3 議第19号 上山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 4 議第20号 上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 5 議第24号 上山市辺地に係る総合整備計画の変更について

（産業厚生常任委員長報告）

- 日程第 6 議第21号 上山市農村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議第22号 上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議第23号 上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議第25号 市道路線の認定について

（予算特別委員長報告）

- 日程第10 議第 8号 令和4年度上山市一般会計予算
- 日程第11 議第 9号 令和4年度上山市国民健康保険特別会計予算
- 日程第12 議第10号 令和4年度上山市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第13 議第11号 令和4年度上山市介護保険特別会計予算
- 日程第14 議第12号 令和4年度上山市浄化槽事業特別会計予算
- 日程第15 議第13号 令和4年度上山市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第16 議第14号 令和4年度上山市産業団地整備事業特別会計予算
- 日程第17 議第15号 令和4年度上山市水道事業会計予算
- 日程第18 議第16号 令和4年度上山市下水道事業会計予算

（追加議案）

日程第 19 議会案第 1 号 ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について
(閉 会)

本日の会議に付した事件

議事日程第 3 号に同じ

出 欠 席 議 員 氏 名

出席議員（15 人）

1 番	長	澤	長右衛門	議員	2 番	石	山	正	明	議員	
3 番	佐	藤	光 義	議員	4 番	守	岡		等	議員	
5 番	高	橋	要 市	議員	6 番	棚	井	裕	一	議員	
7 番	谷	江	正 照	議員	8 番	尾	形	み ち	子	議員	
9 番	川	口		豊	議員	1 0 番	中	川	と み	子	議員
1 1 番	神	保	光 一	議員	1 2 番	枝	松	直	樹	議員	
1 3 番	川	崎	朋 巳	議員	1 4 番	高	橋	義	明	議員	
1 5 番	大	沢	芳 朋	議員							

欠席議員（0 人）

説 明 の た め 出 席 し た 者

横	戸	長	兵衛	市	長	山	本	幸	靖	副	市	長
尾	形	俊	幸	庶務課長 (併)選挙管理委員会 事務局 局長		富	士	英	樹	市政戦略課長		
鈴	木	英	夫	財政課長		前	田	豊	孝	税務課長		
佐	藤		毅	市民生活課長		鈴	木	直	美	健康推進課長		
鏡		裕	一	福祉課長		齋	藤	智	子	子ども子育て課長		
木	村	昌	光	商工課長		安	田	紀	之	観光・ブランド 推進課長		
漆	山		徹	農林夢づくり課長 (併)農業委員会 事務局 局長		須	貝	信	亮	建設課長		

横 戸 利 平	上下水道課長	武 田 浩	会 計 管 理 者 (兼) 会 計 課 長
黒 田 彰 久	消 防 長	横 戸 隆	教 育 委 員 会 長
土 屋 光 博	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	塚 原 洋 樹	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長
大 澤 泰 雄	教 育 委 員 会 長 教 育 課 長	高 橋 秀 典	教 育 委 員 会 長 ス ポー ツ 振 興 課 長
板 垣 郁 子	選 挙 管 理 委 員 会 長 選 委 員	花 谷 和 男	農 業 委 員 会 長 農 会
大 和 啓	監 査 委 員	舟 越 信 弘	監 査 委 員 会 長 監 事 務 局

事 務 局 職 員 出 席 者

金 沢 直 之	事 務 局 長	鈴 木 淳 一	副 主 幹
渡 邊 高 範	主 査	齋 藤 理 恵	主 任

開 議

○長澤長右衛門議長 出席議員は定足数に達しておりますので、これより直ちに会議を開きます。

本日の会議は、お手元に配付いたしております議事日程第3号によって進めます。

初めに、本日の議事運営について議会運営委員長長の報告を求めます。

議会運営委員長高橋義明議員。

〔高橋義明議会運営委員長 登壇〕

○高橋義明議会運営委員長 おはようございます。

去る3月15日、議会運営委員会を開き、本日の議事日程第3号について協議いたしました。その結果について御報告申し上げます。

初めに、付託事件の審査結果の報告であります。

すが、総務文教及び産業厚生各常任委員長、続いて予算特別委員長の順に報告を願い、それぞれ議決することにいたしました。

最後に、追加議案であります。議会案1件について提案理由の説明の後、委員会付託を省略して議決することとし、その後、今期定例会を閉会することにいたしました。

議事日程の詳細は、お手元に配付のとおりであります。

議員各位の御協力をよろしくお願い申し上げます。以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 お諮りいたします。

本日の議事運営は、ただいまの議会運営委員長報告のとおり進めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長報告のとおり進めることに決しました。

~~~~~

**日程第１ 議第１７号 上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について外４件**

(総務文教常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第１、議第１７号から日程第５、議第２４号まで計５件を一括議題といたします。

総務文教常任委員長の報告を求めます。

総務文教常任委員長棚井裕一議員。

〔棚井裕一総務文教常任委員長 登壇〕

○棚井裕一総務文教常任委員長 今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案５件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第１７号上山市課設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、庶務課、市政戦略課、財政課及び観光・ブランド推進課の分掌事務を改めるため提案されたものであります。

その内容は、市政戦略課の分掌事務であった広報広聴に関することについて、広報を観光・ブランド推進課、広聴を庶務課の分掌事務とするほか、本市のデジタルトランスフォーメーションの推進を図るため、市政戦略課内にデジタル推進係を設置し、情報システムに関する事務分掌を市政戦略課に一本化するものであります。

また、観光・ブランド推進課の分掌事務である農産物ブランド化の推進については、適期収穫に対する対応など品質向上に向けた農業生産

振興に関連した部分が中心となっており、それに関連して生産者団体等との調整も必要であることから、農林夢づくり課内に移管するもので、令和４年４月１日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１８号上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、番号法の改正に伴い、上山市個人情報保護条例及び上山市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例中の引用条項の整理を行うもので、公布の日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１９号上山市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、不妊治療のための休暇を新設するため提案されたものであります。

その内容は、職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められる場合、年に５日、当該通院等が体外受精その他の規則で定める不妊治療に係るものである場合にあっては１０日の範囲内の期間において休暇を取得できるようにするもので、令和４年４月１日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第２０号上山市市税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、地方税法等の一部改正に伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、国民健康保険税について、未就学児に係る被保険者均等割額を2分の1に減額するもので、軽減措置がない世帯については、医療分が2万8,500円から1万4,250円に、支援分が9,800円から4,900円に、7割軽減世帯については、医療分が8,550円から4,275円に、支援分が2,940円から1,470円に、5割軽減世帯については、医療分が1万4,250円から7,125円に、支援分が4,900円から2,450円に、2割軽減世帯については、医療分が2万2,800円から1万1,400円に、支援分が7,840円から3,920円にそれぞれ減額するほか、引用条項等の整理を行うもので、公布の日から施行するものであります。

なお、未就学児に係る被保険者均等割額を2分の1に減額する改正については、令和4年4月1日に施行するものであります。

また、当該減額を行う改正については、第135条に第2項として加えられることから、これまで第135条を引用していた条文については、第135条第1項を引用することになるため、第135条の引用に係る第132条、第135条の2、第138条、附則第20条、附則第23条、附則第23条の2、附則第24条、附則第25条、附則第26条、附則第26条の2、附則第26条の3、附則第27条及び附則第28条の改正についても、令和4年4月1日から施行するとの説明であります。

また、経過措置として、本条例による改正後の上山市市税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、な

お従前の例によるとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第24号上山市辺地に係る総合整備計画の変更について申し上げます。

本件は、道路施設整備事業の事業費を増額するため提案されたものであります。

その内容は、道路施設に係る事業のうち、市道狸森線舗装補修及び市道六角沼田境線舗装補修について、工法を変更する必要があることから、道路施設に係る事業費を6,400万円から8,600万円に増額するとともに、辺地対策事業債予定額を3,750万円から4,800万円に増額するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

総務文教常任委員長報告の議案5件は原案可決であります。総務文教常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、総務文教常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第6 議第21号 上山市農村
公園設置条例の一部を改**

正する条例の制定について外 3 件

(産業厚生常任委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第 6、議第 21 号から日程第 9、議第 25 号まで計 4 件を一括議題といたします。

産業厚生常任委員長の報告を求めます。

産業厚生常任委員長佐藤光義議員。

〔佐藤光義産業厚生常任委員長 登壇〕

○佐藤光義産業厚生常任委員長 今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案 4 件について、審査いたしました経過並びに結果について御報告を申し上げます。

最初に、議第 21 号上山市農村公園設置条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、金生せせらぎ公園を廃止するため提案されたものであります。

その内容は、国の農林業関係補助金を受けて県営事業で整備された金生せせらぎ公園について、居住誘導区域内であり、用途指定期間による処分制限も終了したことから、農村公園としては廃止し、公布の日から施行するもので、今後は都市公園として管理していくとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 22 号上山市医療給付条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、子育て支援医療給付の対象者を 18 歳まで拡大することに伴い、必要な改正を行うため提案されたものであります。

その内容は、対象者の年齢を 18 歳まで引き

上げるとともに、交付申請の要・不要に応じ、対象者の年齢区分を 3 段階に分けるものです。また、医療証の交付について規定している第 4 条に、医療証の交付申請を要しない場合の規定を加えるほか、対象者を規定している別表 1 中、子育て支援医療について定める第 2 項において、対象となる制度に応じた医療証が必要となることから、入院、外来ともに県制度の対象となる年齢区分を第 1 号に、入院は県制度の対象、外来は市制度の対象となる年齢区分を第 2 号に、入院、外来ともに市制度の対象となる年齢区分を第 3 号に新たに加えるもので、令和 4 年 7 月 1 日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第 23 号上山市経塚斎場条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本件は、社会福祉施設に入所又は入院のため転出した者が死亡した場合の斎場使用料を無料とするため提案されたものであります。

その内容は、社会福祉施設に入所または入院のため転出した者の斎場使用料を無料とするため、社会福祉法に基づく社会福祉施設に入所または入院し、上山市から当該施設の所在する市町村に住所を変更したと認められる者を別表備考第 1 項に定める本市の住民に加えるもので、令和 4 年 4 月 1 日から施行するとの説明を了承し、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第 25 号市道路線の認定について申し上げます。

本件は、道路網の整備等に伴い、市道の路線を認定する必要があるため、道路法の規定により提案されたものであります。

矢来四丁目 8 号線、矢来四丁目 9 号線の 2 路線について、民間宅地開発により新たに整備さ

れたことに伴う認定であるとの説明であります。

委員会では、現地調査を行うなど慎重に審査を行った結果、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

産業厚生常任委員長報告の議案４件は原案可決であります。産業厚生常任委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、産業厚生常任委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第１０ 議第８号 令和４年度  
上山市一般会計予算外  
８件**  
(予算特別委員長報告)

○長澤長右衛門議長 日程第１０、議第８号から日程第１８、議第１６号まで計９件を一括議題といたします。

予算特別委員長の報告を求めます。

予算特別委員長中川とみ子議員。

〔中川とみ子予算特別委員長 登壇〕

○中川とみ子予算特別委員長 今期定例会にお

いて、予算特別委員会に付託されました予算関係議案１４件のうち、令和４年度各会計予算９件について、３月７日から９日までの３日間にわたり慎重に審査いたしました。その結果について御報告申し上げます。

なお、全議員で構成する予算特別委員会でありますので、審査の状況、経過等については省略させていただき、後日、委員会記録により御承知いただきたいと存じますので、審査の結果のみ御報告申し上げます。

まず、令和４年度各会計予算につきましては、市長から施政方針及び新年度予算編成方針並びに提案理由の説明、さらに各課長等より詳細な説明を受け、審査を行ったところであります。

初めに、議第８号令和４年度上山市一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ１５２億３，０００万円とするもので、第７次上山市振興計画の終盤を迎えるに当たり、人口減少・少子高齢化対策等やＳＤＧｓの理念の下に持続可能な社会を実現させるため編成されたものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第９号令和４年度上山市国民健康保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ３５億２，１００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１０号令和４年度上山市農業集落排水事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億６，８００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１１号令和４年度上山市介護保険特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ４２億４，４００万円とするものであり、採決の結

果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１２号令和４年度上山市浄化槽事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１，９００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１３号令和４年度上山市後期高齢者医療特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ５億４００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１４号令和４年度上山市産業団地整備事業特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ１億６，８００万円とするものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議第１５号令和４年度上山市水道事業会計予算は、収益的収入７億６，３００万円、収益的支出７億６，０００万円、資本的収入１億６００万円、資本的支出３億４，８００万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額２億４，２００万円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度分損益勘定留保資金及び減債積立金で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議第１６号令和４年度上山市下水道事業会計予算は、収益的収入１０億２，５００万円、収益的支出９億７，１００万円、資本的収入４億２，１００万円、資本的支出７億７，３００万円とするものでありますが、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額３億５，２００万円は、当年度分損益勘定留保資金及び繰越利益剰余金処分額で補填するものであり、採決の結果、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で報告を終わります。

○長澤長右衛門議長 これより質疑に入ります。  
質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

予算特別委員長報告の議案９件は、原案可決であります。予算特別委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、予算特別委員長報告のとおり決しました。

~~~~~  
**日程第１９ 議会案第１号 ロシア
によるウクライナ侵攻
に断固抗議する決議に
ついて**
(追加議案)

○長澤長右衛門議長 日程第１９、議会案第１号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。１２番枝松直樹議員。

〔１２番 枝松直樹議員 登壇〕

○１２番 枝松直樹議員 議会案第１号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議について、決議案の全文を読み上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

２月２４日、ロシアは、世界中の平和を望む

切なる願いに反し、ウクライナへの侵略を開始した。さらに現在、核の力を背景に国際社会の安定を一層脅かしており、ロシア軍の侵略により多くの人々が住み慣れた地を追われ、避難を余儀なくされている。武力攻撃は居住地にも及び、幼い命が奪われるなど罪のない民間人の被害が広がっている。

このようなウクライナの主権と領土を侵害する行為は、明らかに国際法、国連憲章に違反している。

また、今般のロシアの行動は、欧州にとどまらず、海を挟んで対面する日本はもとより、アジアを含む国際社会の秩序の根幹を揺るがしかねないもので、断じて看過できない。

よって、本市議会はロシアのウクライナへの武力による現状変更の試みに断固反対するとともに、平和裏に解決を図ることを強く求める。

以上、決議する。

なお、ただいま読み上げました案文につきましては、議員各位のお手元に配付しておりますので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げます、提案理由といたします。

○長澤長右衛門議長 3番佐藤光義議員。

○3番 佐藤光義議員 この際、動議を提出いたします。

ただいま議題となっております議会案第1号議案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会の付託を省略されることを望みます。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 ただいま3番佐藤光義議員から委員会の付託を省略されたいとの動議が提出され、所定の賛成者がありますので、動議は成立いたしました。

よって、本動議を直ちに議題といたします。

お諮りいたします。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号議案については、委員会の付託を省略されたいとの動議は可決されました。

これより質疑に入ります。質疑があれば発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 質疑はないものと認めます。

次に、討論に入ります。

通告がありませんので、討論はないものと認めます。

よって、採決いたします。

議会案第1号ロシアによるウクライナ侵攻に断固抗議する決議については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、議会案第1号は原案のとおり可決することに決しました。

最後にお諮りいたします。

今期定例会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○長澤長右衛門議長 御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その他整理を要するものにつきましては、議長に委任することに決しました。

~~~~~

## 閉 会

○長澤長右衛門議長 以上で今期定例会の日程  
の全部を終了いたしました。

これをもって第520回定例会を閉会いたし  
ます。

午前10時31分 閉 会

議 長 長澤 長右衛門

会議録署名議員 中 川 とみ子

同 上 川 崎 朋 巳

同 上 佐 藤 光 義

